毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大 分

県 編集 元屋印刷株式会社

(定価 一箇年 三万八千八百八十円)

					医療法人社団村)] - - - 1	トライト	府:
_	七	六	令	別府市大字鶴見四〇七五番地四	医療法人哲世会	鶴見台病院	· 七 ·	令六		別府市大字鶴見一組二	合同会社ジャス	ションだるま別訪問看護ステー
七	六	六	令	中津市山国町守実一六〇番八	篠島 茂治	篠島歯科医院	ハ・七・ -	令六	强七四三—九	臼杵市大字市浜七四三—	奥津 悠輝	リニックゆうき皮ふ科ク
_	7		4	F 注 デ ニ シ ニ E ー こ フ こ フ こ そ を り こ る り り り り り り り り り り り り り り り り り		院東州夕和日	ハ・ 六・ 三	令六	九二四 杵築市大字杵築六六五—九二三、	九二四 杵築市大字杵	有限会社コスモ	杵築店
-	<u>.</u>		ने	上津方三とと日一 ニョニ香也つョー	三寮去し成隹会	医療法人誠雅会	指定年月日	1hv	在地	所	開設者の氏名	医療機関の名称
· 	七	六	令	臼杵市大字市浜七四三番地一七	株式会社U―さ	サルビア薬局	樹一郎	藤	大分県知事 佐	大	F.	今利プ年十月プ日
_	六	六	令	中津市山国町大字守実三二二番地	医療法人松寿堂	科医院 熊谷循環器科内	 		2 3 3 4 1	1 7 7 1 1		
<u>.</u>	六	六	令	速見郡日出町三四八〇番地の七	溝部 秀憲	溝部歯科医院	次の医療機関を指ととされる場合を	こして、次によること	6り、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を	切のための医療四項により生活	の規定により、医療扶助第三十号)第十四条第四	含む。)の規定によって、金む。)の規定によって、
_	六	六	令	由布市挾間町二七○番地一	薬局	店を薬局挾間	ス等の円滑な帰国	支援に関る残留邦人	の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国	残留邦人等及び伴第百四十四号	水住帰国した中国残留邦人等及びは(昭和二十五年法律第百四十四号)	の促進並びに永生活保護法(
_	六	六	令	四四四日本市湯布院町川北一一一二番地	医療法人大晴会	南由布クリニッ					百五十七号	
· -	六	六	令	豊後大野市三重町市場八一二―二	大塚 盛夫	第一歯科大塚				示	〇告	
·	六	六.	令	豊後大野市犬飼町犬飼一一	岡本 将英	※クリニック と糖尿病・内分				可 (二件)	公有水面埋立工事のしゅん功認可公有水面埋立工事のしゅん功認可	公有水面埋立工事の公有水面埋立工事の
· -	六	六	令	臼杵市大字野田二七八番地	医療法人新明会	医院を婦人科						道路区域の変更:
· -	六	六.	令	の一一臼杵市大字臼杵字祇園洲二○番地	医療法人来蘇会	渡辺内科クリニ				指定	: 関	土地攻良区の定款変更認可生活保護法等による医療機
<u>.</u>	六	六	令	臼杵市大字市浜一二二六番地四	藤憲三郎	藤整形外科					告示	
_	六	六	令	日田市丸の内町八―一二	池田 公明	池田医院				次		目
<u>.</u>	六	六	令	中津市蛭子町二丁目三三番	医療法人健明会	医院大堀たけし歯科	八 日 (少	十月	1116	ļ		•
· 	六	六	令	中津市豊田町一丁目八〇六―一	御手洗 栄子	友松歯科医院	四九号曜	第 五 四	F	旦リ		大
· _	七	六	令	ポ杉本一〇二由布市挾間町下市五七八番二コー	株式会社カラン	ステーション	六 年 日)	令 和	7			

大分県報 (告示)

			号 	第四百六十一号	大分県告示第			{			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
~		~~~		*		二六	九	令六・		珠郡九重町	玖珠那	飯田土地改良区
令六・ 十・ 八	で	城一二八七番一〇ま盛一二五一番二から	中津市大字植野字古城中津市大字植野字加藍	野線	県道鍋島植野線	日	可年月	認		所在地	名 名	土地改良口
供用開始年月日	間	. 144	供 用 開	の種類及び路線名	道路の種類	郎	樹一	DR	佐藤	大分県知事	八八日	令和六年十月八日
樹一郎	佐藤	大分県知事	大								を認可した。	良区の定款変更を認可した。
				年十月八日	令和六年	次の土地改		足により	・条第二項の規定	(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、	昭和二十四年法律	土地改良法(四
		j	-	供する	一般の縦覧に						五十八号	大分県告示第四百五十八号
保全課に備え置いて	木建築部道路	間大分県土	令和六年十月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて	面は、	その関係図			}	······································	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	
ツ、次のように道路の	の規定により	八条第二項	る。和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、		供用を開始す	_	六	六	九 令	中津市中殿町三―二四	塚田 知徳	おざ歯科医院
~		}	八十号	留	大分県告示第	_	· 七	六	二七九番地 令	玖珠郡玖珠町大字帆足二七九番地	長尾 博通	長尾歯科
						-		5	-	-	し歯科医院	し歯科医院
				番三まで		_	t	六	一三九番地一一令	国東市武蔵町古市一一	医療法人なかよ	医療法人なかよ
五五・〇	三 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	後	中津市大字植野字居屋敷二六〇番四から	中津市大字		_	· 七	六	一 令	由布市挾間町北方一三—	川上 昌也	かわかみ歯科
			¬植野字柿原一一六二	中津市大字	野線	_	· 七·	六	番地の一	宇佐市大字法鏡寺七七番地の	医療法人明徳会	佐藤第一病院
五五.	- - - - 八 -	前	番五まで中津市大字植野字居屋敷二五九十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	番五まで		_	七.	六	- 一三 令	日田市日ノ出町五九―	石井 公平	石井歯科医院
メートル	ニスメ		番四から 中津市大字植野字柿原一一六二 	中津市大字		_	七	六	一二四一二〇	一号 日田市中央一丁目一—	葉山 清昭	ック日田駅前メンタルクリニ
[] 延 長	敷地の幅員	前後別	固間		及び路線名	-	· 七	六	- 目一五番地	の六中津市大字中殿町三丁目	前田国生	くにお歯科医院
						_	· 七	六	一 - - 令	別府市扇山町九組の二	藤田浩	ふじた歯科医院
對 一 『	左秦	た 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	t	年十月八日	- 令和六年	_	七.	六	令	別府市馬場一—八	山村徳章	医院工権意利
				に供する。	一般の縦覧に							
程保全課に備え置いて	木建築部道路	間大分県土	面は、令和六年十月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いてる。		区域を変更す		· 七	六	·····································	別府市南荘園町一九組	下山信夫	ニック 循環器内科クリ しもやま内科・
ツ、次のように道路の	の規定により	八条第一項	和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、四百五十九号	昭和二十七年法 第四百五十九号	大分県告示第 一 一 道路法(昭·		· 七	六	三〇号 令	別府市山の手町一四番三〇号	上神経内科クリ	クリニック村上脳神経内科

供用を開始する。 道路法 (昭和) 一十七年法律第百八十号) 第十八条第二 一項の規定により、 次のように道路

般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和六年十月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて

令和六年十月八日

大分県知事 佐 藤 樹

郎

ルの地点

県道中津吉富線 道路の種類及び路線名 中津市大字牛神字浜田二二〇番八まで中津市大字一ツ松字一町田四七番一〇 供 用 開 始 区 間 一〇から 令六・ (用開始年月日 十 八

大分県告示第四百六十二号

公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二十二条第一項の規定により、 次のとおり

令和六年十月八日

大分県知事 佐 藤 樹

郎

しゅん功認可の年月日

令和六年九月二十六日

しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番 号

代表者 大分県知事 佐 藤 樹 郎

埋立ての区域

三

位置

臼杵市大字板知屋字ビワヶ鼻一二五五番三から一二五五番四、 一二五五番二、 二五五

五番一一、一二五五番一に至る地先公有水面

2

陸地との境界線、 次に結ぶ平成十六年春分の満潮位 次の各地点のうち、 ⑨の地点と⑤の地点を結ぶ平成十六年春分の満潮位 ①の地点と②の地点を結んだ線、 (D・L・+一・八六メートル) における公有水面と ②の地点から⑨の地点までを順 D . L . + ___ .

八六メートル)における公有水面と陸地との境界線、 **66の地点と⑫の地点を結ぶ平成十六年春分の満潮位** ⑤の地点から⑥の地点までを順次 $\widehat{\mathbf{D}}$ · L · + 一 · 八六

> 地点から⑩の地点までを順次に結んだ線及び⑪の地点と①の地点を結んだ線により囲ま れた区域 メートル) における公有水面と陸地との境界線、 ⑫の地点と⑱の地点を結んだ線、 86 1

①の地点 度四九分五四秒五一二〇)から二八九度三九分二八秒一、 国土地理院板知屋三等三角点 (北緯三三度七分一一秒三五四五、 三四六・一九メート 東経一三一

②の地点 ①の地点から二〇三度二九分一〇秒二四八・五一メートルの地点

③の地点 ②の地点から二九五度二九分三一秒六九・四三メートルの地点

④の地点 ③の地点から三四四度一八分四七秒六・六五メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三度五八分四一秒二・六二メートルの地点

⑥の地点 ⑥の地点から二九六度二八分五七秒二一・七〇メートルの地点 ⑤の地点から二六度○二分○八秒二・二二メートルの地点

⑦の地点

⑨の地点 ⑧の地点 ⑧の地点から二三〇度二二分五九秒六・六七メートルの地点 ⑦の地点から二〇一度四四分二二秒三・五五メートルの地点

53の地点 ⑨の地点から二九二度一九分○七秒八・四九メートルの地点

砂の地点 ③の地点から二四度○四分三○秒六九・六一メートルの地点

55の地点 函の地点から二九四度○四分三○秒五二・○○メートルの地点

66の地点 ⑤の地点から二○四度○四分三○秒七○・四六メートルの地点

⑫の地点 ⑩の地点から二九九度一二分二七秒一四·六七メートルの地点

86の地点 ⑫の地点から三二度一六分三七秒一〇二・四〇メートルの地点

88の地点 87の地点 ❸の地点から一一三度五七分一八秒三七・五八メートルの地点 80の地点から九八度五八分五四秒二六・六三メートルの地点

89の地点 ∞の地点から二三度五七分一八秒一・三八メートルの地点

⑩の地点 ®の地点から一一三度五七分一八秒四・○○メートルの地点

⑨の地点 ⑩の地点から二〇三度五七分一八秒四・六〇メートルの地点

93の地点 92の地点 ∞の地点から二○三度五七分一八秒一・一○メートルの地点 ⑩の地点から一一三度五七分一八秒一・○○メートルの地点

94の地点 ⑱の地点から二九三度五七分一八秒一・○○メートルの地点

95の地点 ⑭の地点から二○三度五七分一八秒一・○○メートルの地点

97の地点 96の地点 ⑩の地点から二〇三度五七分一八秒 ⑮の地点から一一三度五七分一八秒一・○○メー 一四・〇〇メートルの地点 トルの地点

一二五五番一五、

東経一三

五. 四 公有水面埋立工事のしゅん功を認可した 大分県告示第四百六十三号 3 公有水面埋立法 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名 埋立ての免許の年月日及び番号 令和六年九月 ⑩の地点 大分市大手町三丁目一番 しゅん功認可の年月日 令和六年十月八日 大分県土木建築部港湾課及び臼杵土木事務所並びに臼杵市役所 平成十七年三月三十一日指令港第一九八五号 ⑪の地点 ⑩の地点 ⑩の地点 ⑩の地点 ⑩の地点 ⑩の地点 ⑩の地点 ⑩の地点 ⑩の地点 ⑩の地点 面積 の地点 の地点 の地点 大分県 二四、五六一・〇二平方メー 代表者 ⑩の地点から二〇三度二九分一三秒五・二〇メートルの地点 ⑩の地点から ⑩の地点から二三度五七分一八秒一・一○メートルの地点 ⑲の地点から一一三度五七分一八秒一・○○メートルの地点 ⑱の地点から二三度二九分一三秒一・○○メートルの地点 ⑩の地点から一一三度二九分一三秒一四・三〇メートルの地点 ⑩の地点から二三度二九分一三秒一三九・○六メートルの地点 ⑩の地点から一一三度五七分一八秒五・九一メートルの地点 ⑩の地点から二三度五七分一八秒四・六○メートルの地点 ⑩の地点から一一三度五七分一八秒一・○○メートルの地点 ⑩の地点から ⑱の地点から二三度五七分一八秒一四・○○メートルの地点)の地点から二三度五七分一八秒一・○○メートルの地点)の地点から一一三度五七分一八秒八・四〇メートル 大分県知事 二十六日 (大正十年法律第五十七号) 一号 |九三度五七分||八秒||・〇〇メートルの地点 佐 一三度二九分一三秒四四・六六メートルの地点 藤 樹 郎 大分県知事 第二十二条第一項の規定により、 佐 の地点 藤 樹 次のとおり 郎 2 1 埋立ての区域 ②の地点 20の地点 他の地点 ③の地点 ⑫の地点 ⑪の地点 ⑩の地点 9の地点 ⑧の地点 ⑦の地点 ⑥の地点 ⑤の地点 ④の地点 ③の地点 ②の地点 ①の地点 五番一一、一一五番一〇を経て一二八番四に至る地先公有水面 ⑩の地点 18の地点 ⑰の地点 16の地点 ⑤の地点 地点とを結んだ線により囲まれた区域 区域 臼杵市大字板知屋字ビワヶ鼻一二五五番一、 次の各地点のうち、 ルの地点 国土地理院板知屋三等三角点 ④の地点から一一○度○七分○四秒一四・○一メートルの地点 ③の地点から一一○度○一分三一秒三○・ ②の地点から一九五度二三分二五秒一七・五八メートルの地点 度四九分五四秒五一二〇)から七六度五二分五二秒一、一六九・二四メート ⑩の地点から三五一度一一分一○秒四・八○メー ⑤の地点から一○九度一○分三七秒一・五二メートルの地点 ⑬の地点から一○八度四七分五○秒二二・七一メートルの地点 ⑫の地点から二〇二度〇五分一六秒一・〇六メートルの地点 ①の地点から一一一度二九分三七秒八・一八メートルの地点 ⑩の地点から一〇八度四二分三二秒八・一六メートルの地点 ⑨の地点から二○度○○分五○秒二·七四メートルの地点 ⑧の地点から一○九度五七分二八秒八・三五メートルの地点 ⑦の地点から一○九度四九分五二秒一○・三九メートルの地点 ⑥の地点から一一○度四一分三○秒一○・八一メートルの地点 ⑤の地点から二○○度○七分○四秒○・四二メー ①の地点から一一九度五四分四二秒○・五三メートルの地 ⑳の地点から七七度○五分二三秒四四・三五メー ②の地点から三四八度三六分〇四秒六 ⑩の地点から七六度○五分二一秒二一・七○メートルの地点 ⑧の地点から七四度: ⑰の地点から九四度○四分一五秒七・六六メートルの地点 ⑥の地点から九九度一七分四一秒一二・一五メートルの地点 ⑭の地点から一○三度三六分○二秒二○・六三メートルの地点 ①の地点から②の地点までを順次に結んだ線及び③の地点と①の 二六分四二秒五・六五メートルの地点 (北緯三三度〇七分一一秒三五四五、 一二五五番一二、 ・八五メー 四一メートルの地点 トルの地点 トルの地点 トルの地点

									_
令和六年十月八日	大分県土木建築部港湾課及び臼杵土木事務所並びに臼杵市役所	五 閲覧の場所	平成十七年三月三十一日指令港第一九八七号	四 埋立ての免許の年月日及び番号	三〇、八三三・三〇平方メートル	3 面積	㉕の地点から三三六度三○分五○秒二	❷の地点から六四度三○分二九秒一・一九メート	❷の地点 ❷の地点から四八度五一分○六秒一一・八八メートルの地点
大分県報(告示)									
五									